

「ではないか」の用法

張 雅智

キーワード：確認要求、否定疑問文、真偽判断、問い合わせ、聞き手の想定

要 旨

本稿は、「ではないか」の用法について記述を試みた。また、それらの各用法の関係を示し、「ではないか」の全体像を描いた。「ではないか」の用法には、「命題内容の真偽判断」「聞き手の存在に対する想定」「問い合わせ性」といった条件によって、「確認要求」「述べ立て」「判断表出」「不確定質問文」「疑惑表出」「自己確認」の用法があることを述べた。

1 問題の所在

「ではないか」は、否定疑問文の形式であるが、近年は確認要求の表現としても研究されている。しかしながら、否定疑問の表現とも確認要求の表現とも言えないものがある。それは次のようなものである¹。

- (1) (蓋を開けてみると) なんだ、空っぽではないか。
- (2) 自分は何をしているのか。これは狂気の沙汰ではないか。

(筒井康隆『エディップスの恋人』p. 560)

これらは、否定の問い合わせをしているとも、相手に確認を求めているとも言えない。このように、「ではないか」には、否定疑問文、確認要求以外の用法があると考えるべきであろう。このようにみると、これまで「ではないか」の用法の分析は、十分であるとは言えず、特にその用法の全体像は、十分記述されていないと考えられる。そこで本稿では、その用法の全体像を明らかにするため、「ではないか」の用法についての検討を試みる²。

2 先行研究

「ではないか」の先行研究については、田野村忠温（1988）、蓮沼昭子（1993）（1995）、鄭相哲（1994）（1995）、三宅知宏（1996）、宮崎和人（1996）（2000）、安達太郎（1999）等の研究が挙げられる。

その中では、田野村（1988）、蓮沼（1993）が「ではないか」の用法を分類している。しかし、これらは分類の基準が明確ではなく、その用法の全体像に関する分析は検討の余地があると考えられる（後述）。

その後、主に「だろう」と比較しながら、確認要求の用法が分析されてきた。そのようなものには、蓮沼（1995）、鄭（1994）（1995）、三宅（1996）、宮崎（1996）、安達（1999）等がある。これらは、「ではないか」と「だろう」の比較を中心で「ではないか」の用法については、「確認要求」以外の用法にどのようなものがあるのか、十分に分析していない。前述したように、「ではないか」には、（1）（2）のような確認要求以外の用法がある。そこで本稿は、「ではないか」の用法を記述して、その全体像を描き、各用法の関係を示そうと思う。

3 ではないかの用法

それでは、「ではないか」にはどのような用法があるだろうか。

① 確認要求

まず、これまで指摘されている「確認要求」の用法から確認していくことにする。それが次のようなものである。

- (3) 「ここのうどん、おいしい?」「いや、全然おいしいじゃない」（一口食べてみて）「おい、このうどん、なかなかおいしいじゃないか」「あれ、おれ店間違えたのかな」
- (4) 「あの人、奥さんも子供もいるんだぞ」「知ってる」「不倫じゃないか」
- (5) 「おい、何をするんだ。そんなことしたら、痛いじゃないか。」

この(3)(4)(5)は、「確認要求」の用法である。(3)は、現場で聞き手が「このうどんがおいしい」ということを知っているはずだと話し手がとらえ、聞き手がこのことに気づいていなかったので、聞き手に確認を求めているものである。これは、話し手が「このうどんがおいしい」ということを確信している。そして、聞き手がそれに気づいていないと考えている。そのため、話し手が聞き手に「おいしい」ということについての確認をすることを要求している。言い換えば、聞き手の認識を話し手の認識と同一化させるために、この命題内容についての確認を聞き手に要求するものである。これは、(4)(5)も同様であって、(4)は、世間一般の人々が共有していると考えられる一般通念について、聞き手もその知識を知っているはずだと話し手がとらえ、聞き手に確認を求めているものである。(5)

は、聞き手もこのような痛さに気づくべきことを知っているはずだと話し手がとらえ、聞き手に確認を求めているものである。いずれも、話し手の認識が聞き手に、話し手と同じ認識を持つことを要求しようとしているものである。これが「確認要求」の用法である。

さて、この用法は話し手が事態を確認した上で、その命題内容について確実な判断がなされていたわけであるから、その命題内容について真偽判断が成立しているものである。また確認を要求しているのだから、聞き手の存在を想定しているものだと言え、さらに問いかける意図を有するものであるとも言える。

② 述べ立て

先の①は、問いかける意図があったが、それがないものがある。それが次のようなものである。

(6) ベンツやクライスラーのタクシーが、ゴキブリみたいにうようよして街ではないか。ここは一つ外国映画のムードでスマートにいこう。

(五木寛之『風に吹かれて』p. 167)

(7) 見よ！はるか月の地平線の彼方から、宇宙服に身を固めた生き物がぴょーんぴょーんと、とんでくるではないか。ヒューストンがわめいた。

(井上ひさし『プンとフン』p. 139)

(8) 私って、ピーマン嫌いじゃないですか。

この(6)は、眼前での光景を聞き手に描写する文である。(7)は、眼前で見た情報を聞き手に訴えかける文である。(8)は、聞き手に新しい情報を伝える文である。いずれも話し手の持つ情報を聞き手に述べ伝えようとするものである。(6)(7)(8)は「述べ立て」と呼ぶことにする。つまり、「述べ立て」とは、話し手の情報を聞き手へ伝達するという特徴を持つという用法である。例えば(6)は、話し手の持つ「(ここは) ベンツやクライスラーのタクシーが、ゴキブリみたいにうようよして街である」という情報を聞き手へ伝達するのである。(7)(8)も同様に話し手の持つ情報を聞き手に述べ伝えようとするものである。

この用法も、話し手が直接体験した情報を聞き手に伝達する上で、その命題内容について確実な判断がなされていたのであるから、その命題内容についての真偽判断が成立しているものである。また聞き手へ伝達するため、聞き手が存在することを想定していると言える。ただし①とは異なり、答えは要求しないから、問いかける意図は有しないものと考えられる。

③ 判断表出

さらに②から、聞き手の存在の想定がなくなったと考えられるものがある。それが次のようなものである。

- (9) (何かを捜していて) あっこにあるじやないか!
- (10) 「ピンクのミニスカートに、白の麻のブラウスか、なんと感じのいいでたちではないか。」 (井上ひさし『プンとフン』p. 297)
- (11) 電話で呼んでおいて、本人が飛んできると、少し待てとの答えた、失礼きわまるこではないか。 (星新一『人民は弱し官吏は強し』p. 560)

この(9)(10)(11)のようなものを「判断表出」と呼ぶことにする。「判断表出」とは、発話の現場にある事実をもとに、判断を下す用法である。話し手が判断した内容は、聞き手への伝達性を帯びることはない。いわゆる独話用法である。例えば(9)は、「(探していたものが) ここにある」という事実を発見した時点での驚きである。(10)は、「(相手は) 感じのいいでたちである」という事実を発見した時点での感嘆である。(11)は、呼び出されたので、急いで来たのに、待たされているという事実から「失礼きわまるこ」という評価をしているのである。いずれも話し手が発話現場での判断によって成立するものと考えられる。

したがって、この用法は話し手が事態を確認した上で、はっきりしたものとして確実に判断がなされていたわけであるから、その命題内容についての真偽判断が成立しているものである。話し手の判断が話し手自身に示すため、聞き手の存在については想定していない。この点が②「述べ立て」とは異なる。

④ 不確定質問文

ここまででは、話し手が命題内容を確実なものとする場合について見てきた。しかし、話し手が命題内容を不確実だとするものがある。例えば次のようなものである。

- (12) 「おまえ、ひょっとして、その裁判所荒しの犯人じやないか?」
- (13) 「明日もたぶん雨じやないか?」
- (14) 「失礼ですが、あなたは東京の方じやありませんか」

このような(12)(13)(14)は、「不確定質問文」と呼ぶことにする。これらの、(12)「おまえは裁判所荒しの犯人である」、(13)「明日は雨である」、(14)「あなたは東京の方である」という命題内容は話し手にとって不確実なものであり、問い合わせることによってその不確かな認識を解消しようと意図し、聞き手に答えを要求

しているものである。ただし、「不確定質問文」とは、話し手が命題内容について話し手がまったく判断できないというわけではなく、何らかの見込みを持ち、これを聞き手に問い合わせる用法である³。この用法は、これまで「ではないか」の典型的な用法（否定疑問文）とされてきたものである。

この用法は、話し手が不確かな認識を解消しようとしているのだから、その命題内容に対する真偽判断が成立していない。さきの①～③は真偽判断が成立しているのに対して、この場合はそうではない。真偽判断の不成立ということである。またこの用法は、答えを要求しているのだから、聞き手の存在を想定していると言える。さらに、その不確かな認識を解消するために問い合わせるのであるから、問い合わせる意図を有するものであると言える。

⑤ 疑念表出

さて、④は、問い合わせる意図があったが、それがないものもある。ここではこれを「疑念表出」と呼ぶ。それが次のようなものである。

(15) (1が素数ではないと君は言うが得心できない。) 本当に1は素数じゃないか。

(16) え？ あの人、学生じゃないか。

(15) (16) では、話し手は、「1は素数ではない」「あの人は学生ではない」ということを教えられたので、話し手が持っている「1は素数である」「あの人は学生である」という命題内容について、真偽の判断ができなくなったものである。真偽の判断ができないということは、すなわち、疑念を持っているということである。つまり「疑念表出」とは、話し手の不信感の表明である。

したがってこの用法は、話し手がその命題内容についての真偽判断ができないもので、その命題内容の真偽判断が不成立であると考えられる。また、疑念を表明しているのだから聞き手の存在は想定していると言えるが、問い合わせる意図を有しない。これは、問い合わせ性がないという点で④「不確定質問文」とは異なる。

⑥ 自己確認

さらに、⑤から聞き手の存在についての想定がなくなったと考えられるものがある。それが次のようなものである

(17) (1は素数でないことを教えて) そうか、1は素数ではないか。

(18) そうか、あの人、学生ではないか。

(17) (18) のようなものは、「自己確認」と呼ぶことにする。(17) (18) では、話し手が「1は素数ではない」「あの人、学生ではない」という情報を入手した。これは、入手した情報と自分のもつ情報（「1は素数である」「あの人、学生である」と照らし合わせているものである。つまり「自己確認」とは、話し手が入手した情報によって話し手自身に確認する独話用法である。文末の音調は、下降イントネーションをとる。

この用法は、話し手が聞き手の情報を受け取ったために、その命題内容の真偽判断ができないので、その命題内容の真偽判断が不成立であるものである。また、話し手自身に確認しているのだから、その場で聞き手の存在については想定していないと言える。聞き手の存在については想定していないという点は、⑤「疑念表出」と異なるのである。聞き手の存在を想定していないので、問いかける意図はない。

4 「ではないか」の用法のまとめ

以上の考察から、「ではないか」の用法は、次の三つ条件によって分類することができると考えられる。

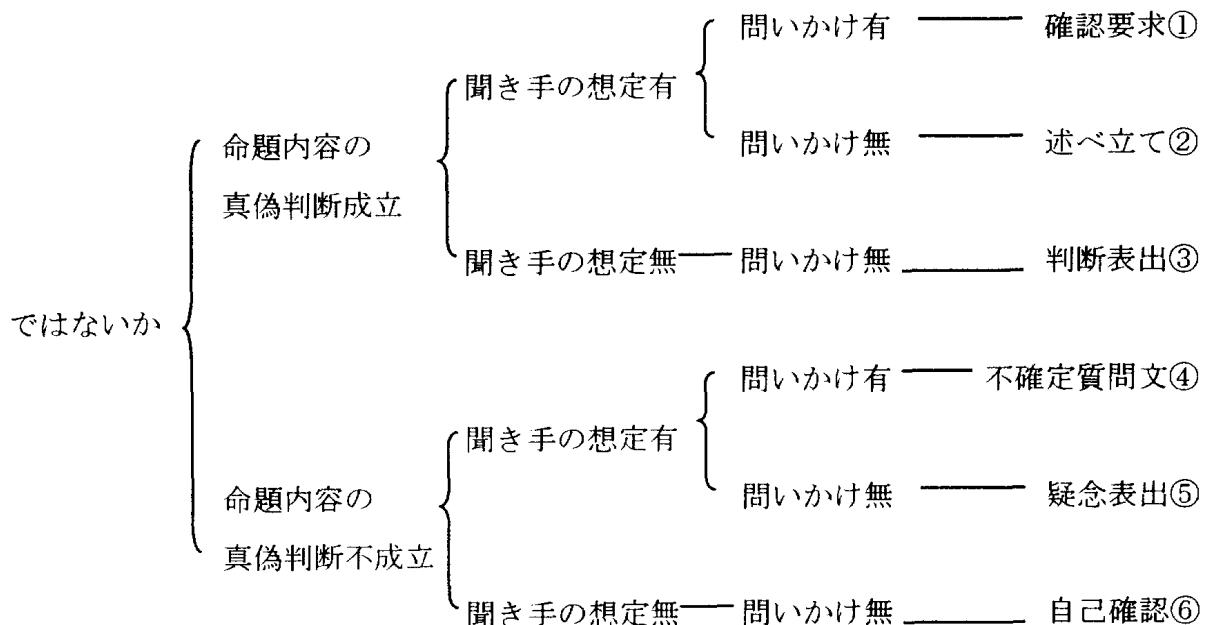
第一は、命題内容の真偽判断に関する条件である。つまり、話し手の命題内容についての真偽判断が成立するかどうかということである。話し手の命題内容の真偽判断が成立しているのは、①「確認要求」、②「述べ立て」、③「判断表出」の用法である。これに対して、話し手の命題内容の真偽判断が不成立であるのは、④「不確定質問文」、⑤「疑念表出」、⑥「自己確認」の用法である。

第二は、聞き手の存在に関する条件である。つまり、聞き手の存在について想定しているかどうかということである。聞き手の存在を想定しているのは、①「確認要求」、②「述べ立て」、④「不確定質問文」、⑤「疑念表出」の用法である。これに対して、聞き手の存在を想定していないのは、③「判断表出」と⑥「自己確認」の用法である。

最後は、問い合わせ性に関する条件である。ここでの問い合わせ性とは、聞き手の存在を想定しているかいないかということは別の概念で、話し手が問い合わせる意図を持ち、答えを聞き手に要求するかどうかということである。つまり、聞き手の存在を想定していても、問い合わせる意図がない場合もあるのである。②「述べ立て」、⑤「疑念表出」の用法がそうである。問い合わせる意図を有するのは、①「確認要求」、④「不確定質問文」の用法である。なお、聞き手を想定しないものは、

問い合わせる意図は当然ない。したがって、問い合わせる意図を有しないのは、②「述べ立て」、③「判断表出」、⑤「疑念表出」、⑥「自己確認」の用法である。

以上の三つの条件を図にまとめると、次のような類型が立てられる。



[図] 「ではないか」の分類

5 「ではないか」の用法の分類について

以上の考察から、「ではないか」の用法は、「命題内容の真偽判断」「聞き手に対する想定」「問い合わせ性」といった条件によって、「確認要求」「述べ立て」「判断表出」「不確定質問文」「疑念表出」「自己確認」の用法があると考えられる。

このように考えると、これまでの「ではないか」の用法記述の全体像には、問題があることが分かる。これまで「ではないか」の用法の分類についての研究には、田野村（1988）と蓮沼（1993）がある。

田野村は次の三類に分けている。

第一類…発見した事態を驚き等の感情を込めて表現したり、ある事柄を認識するよう相手に求めたりするもの。

例：よう、山田じやないか。

例：何をする、危ないじやないか。

第二類…推定を表現するもの。

例：（不審の様子から）どうもあの男犯人じゃないか？

第三類…「ない」が否定辞本来の性格を發揮するもの。

例：本当に1は素数じゃないか。

この田野村の研究は、同じ分類の中に明らかに異なるものが含まれているため、分類の基準が明確とは言いがたい。例えば、第一類の発見の驚きと、認識を相手に求めるというものは、大きく異なる状況・事態と考えられる。本稿の分類では前者は③、後者は①である。また、第二類においては、本稿での①の用法、例えば、(5)「おい、何をするんだ。そんなことしたら、痛いじゃないか。」と、④の用法、例えば、(13)「明日もたぶん雨じゃないか？」がともに含まれることになると思われる。これも異質なものが同じものとして分類されていることになる。さらに、第三類の場合も、本稿の⑤と⑥が含まれることになる。これらも用法としては、やはり別のものとして分けるべきものではないか。つまり、田野村(1988)による「ではないか」の用法は、一つの分類にいくつかの用法が含まれているもので適切な分類とは言えない。

また、蓮沼(1993)は「じゃないか」について「だろう」と交換できない用法を取り上げ、それらを固有の用法として扱い、次のように分類した。

i 発見の驚き

例：あら、皆さん、お集まりじゃない。

ii 話し手の評価

例：一枝：[約束の時間に遅れて来た相手に]遅いじゃない。男：ごめんごめん

iii 伝聞情報確認

例：圭一郎：[君の結婚相手]なかなか素敵な人らしいじゃないか。

iv 意志決定・勧誘表現

例：よし、では受けて立とうじゃないか。

また、「じゃないか」と「だろう」に交換性が認められる用法を「共通認識の喚起」と呼んだ⁴。

例：ほら、遠くで汽笛の音がしているじゃない。あれは連絡船の行く音よ。

蓮沼の研究は、「だろう」と「ではないか」の用法を比較しながら、「ではないか」の用法を分類したものである。一つは、「ではないか」に固有の用法であり、もう一つは、「だろう」と「ではないか」に共有される「共通認識の喚起」の用法である。

このように、蓮沼（1993）は「ではないか」の機能の本質を解明しようとしたが、蓮沼の分類にも問題があると考えられる。これもやはり、分類する基準が明確にされていないからだといえる⁵。例えば、iiの「話し手の評価」とするものは、確かに「話し手の評価」とも言えるが、機能的には「共通認識の喚起」であるともいえる。実際、「遅いじゃない」は、「遅いでしょう」のように「でしょう（だろう）」とも交換できる。また、本稿で取り上げた、(11)「電話で呼んでおいて、本人が飛んできると、少し待てとの答えだ、失礼きわまるのではないか」のようなものは、この分類のどこに位置づけられるのか、はっきりしない。さらに、ivとvは、形態的に「ではないか」の問題ではなく、「らしいじゃないか」と「うじやないか」という別の形式を取り含んだものの分析と言え、「ではないか」そのものの分析とは言いがたい。以上のように、蓮沼の分類は、「ではないか」の用法の分類として十分なものだとは言えない。

したがって、これまでの研究は、「ではないか」の用法の全体像について、十分に明らかにしているとは言えないと考えられるのである。これまでの研究と比べると、本稿が「ではないか」の用法の全体像をより明かにしていると言えるのではないか。

6 「確認要求」の扱いについて

これまでの研究においては、「ではないか」は、確認要求という側面から分析されることが多かった。ところが、これまでの「確認要求」の定義は曖昧であったと考えられる。確認要求の捉え方には、これまでのところ主に二つの立場がある。

一つは、鄭（1994）、（1995）、三宅（1996）等の研究である。その中の代表として、三宅（1996）では、確認要求の「確認」は、話し手にとって何か不確実なことを、聞き手によって確実にしてもらうための「確認」であるとする。また、このような「確認要求」において、話し手にとって不確実なことは、2つの異なるレベルが存在するとし、次の(19)を「命題確認の要求」、(20)を「知識確認の要求」と呼んで区別している。三宅は、(19)のようなものは、話し手にとって命題の真偽が不確実だとする。(20)は、命題の真偽は確実だが、その知識を聞き手が持っているかが不確実だとする。

(19) 「失礼ですが、あなたは東京の方じゃありませんか」「おや、どうしてわかれります？」

(20) 「高木だよ」「高木？」「ホラ東光大学のボクシング同好会の高木、大学

の時に、よく試合をしたじやないか?」

さらに、話し手にとっては確実に真である命題を、聞き手も真であると認めるかどうかの確認を求めるなどを「弱い確認要求」と呼んでいる。次の(21)の用例である。

(21) 「食欲あるじやない、お父さん」「そうか」

三宅が「確認要求」の例とするもののうち、上の(19)は本稿で「不確定質問文」の用法に相当するが、このようなものは、確認要求とは言えない。話し手が聞き手に不確実なことを尋ねるというのは、確かに確認ではあるものの、それをすべて「確認要求」と呼ぶのであれば、質問する文の多くはみな「確認要求」ということになってしまふのではないか。確認要求とは、話し手が自明なことを聞き手に改めて認識してもらおうとするものについてのみというべきだろう。そう考えると、(19)は「確認」とは言えても「確認要求」とは言えないことになる。

「確認要求」と呼ぶべきものは、三宅の言い方でいえば、「知識確認の要求」および「弱い確認要求」で、聞き手を想定し問い合わせる意図を有する場合に限られる。

また、もう一つの定義としては、安達(1999)が代表として挙げられる。安達のいう確認要求の疑問表現は、疑問文の条件から、命題内容の不確定的性の条件が欠けたものであると考える。安達(1999)が示す疑問文の条件は、次の三つである。

- (a) 話し手には命題内容の真偽判断、あるいはその命題を構成する情報の一部がかけている。(命題内容の不確定的性条件)
- (b1) 話し手は応答可能な存在として聞き手を評価する。(聞き手評価条件)
- (b2) 話し手は聞き手に問い合わせることによって不確定的性を解消すること意図する。(問い合わせ性条件)

この(a)の欠けた確認要求の例として、次のような「だろう」が用いられる例をあげる。

(22) ソノコ「アンタは、私が好きなのよ！いつもそう言ってただろう！いつもそう言ったじやないよ！」

これは、確認要求の例であるが、安達はこれと類似した「ではないか」については、さきの(a)(b1)(b2)の三つの条件のいずれも満たさないとし、「ではないか」は確認要求ではないとするのである。これは次のような例について「だろう」が用いられないということからである。

(23) あいつの芝居、なかなかいい{じやないか}／#ダロウ。

この(23)は、観客が口々に見終わったばかりの芝居の評判をしながら劇場を出てくるところを、その芝居の作者の友人が一人で見ている状況だとする。この(23)に問い合わせ性がない。また、このとき、「ではないか」を用いた文は自然であるが、「だろう」を用いた文は自然とは言えない。このように問い合わせ性のない文では「だろう」が用いられず、「ではないか」しか用いられないことから、「ではないか」には問い合わせ性がないと考えるのである。

ところが、この考え方には、問題がある。実際、(22)の「いつもそう言ってただろう」の「だろう」は「ではないか」に置き換えることができ、「だろう」を「ではないか」に置き換えた「いつもそういってたじやない」は聞き手に確認を要求しているものと考えざるを得ないからである。安達(1999)ではこれについては、話し手が情報の突き合わせという心的 operation をしていると考えている。

しかし、このような考え方をしなくてもよいのではないか。(23)の例に「だろう」が用いられないのは、問い合わせ性がないということから使えないのではなく、話し手が評価することのために、「だろう」が用いられにくいということではないか。また、問い合わせ性のない「ではないか」があるにしても、すべての「ではないか」に問い合わせ性がないと言えない。要するに、本稿の①の用法のようなものは、実際には確認要求をしているのだから、確認要求の用法として認めるべきであろう。

このようなことから、これまでの「確認要求」の扱いについては、いずれの場合でも問題があると考えられる。そうであるとすると、ここで述べたような「確認要求」の規定が必要であろう。つまり本稿の確認要求とは、話し手が自明なことを聞き手に改めて認識してもらおうとすることである。そして、「ではないか」が確認要求となる場合、次のような条件を満たす。すなわち、その条件は、その命題内容の真偽判断が成立し、かつ聞き手の存在については想定している。さらに、問い合わせる意図を有するというものである。

7 まとめ

本稿は、「ではないか」の用法を記述し、各用法の関係を示し、その全体像を描いた。結果として、「ではないか」には、「確認要求」「述べ立て」「判断表出」「不確定質問文」「疑念表出」「自己確認」の用法があることを示した。

注

- 1 本稿で出典名のないものは作例、もしくは先行研究で掲げられた例文である。
- 2 本稿でいう「ではないか」には、「じゃないか」「じゃない」「じゃないですか」「じゃありませんか」等の発音的な差異に基づいて生じた変種も含まれる。
- 3 この「見込み」とは、「傾き」とも呼ばれる。安達（1999）等参照。
- 4 蓬沼（1993）によって「共通認識の喚起」と呼ばれているものは次のようなものがあげられている。①現場の対象についての認識喚起、②既存の共有知識の喚起、③共通判断の喚起、④想定世界の共有喚起、⑤談話世界の共有喚起。
- 5 安達（1999）にも同様の見解が見られる。

用例出典

「新潮文庫の100冊」（1995）新潮社版

参考文献

- 安達太郎 1999 『日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版
- 田野村忠温 1988 「否定疑問文小考」『国語学』152
- 鄭 相哲 1994 「所謂確認要求のジャナイカとダロウ—情報伝達・機能論的な観点から—」
『現代日本語研究』1 大阪大学文学部日本学科現代日本語学講座
- 鄭 相哲 1995 「ネとダロウとジャナイカ—確認要求形式—」宮島達夫・仁田義雄（編）
『日本語類義表現の文法（上）』くろしお出版
- 蓬沼昭子 1993 「日本語の談話マーカー「だろう」と「じゃないか」の機能—共通認識喚起の用法を中心に—」『第1回小出記念日本語教育研究会論文集』
- 蓬沼昭子 1995 「対話における確認行為—「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法—」
仁田義雄編『複文の研究下』くろしお出版
- 三宅知宏 1996 「日本語の確認要求的表現の諸相」『日本語教育』89
- 宮崎和人 1996 「確認要求表現と談話構造—「～ダロウ」と「～ジャナイカ」の比較—」
『岡山大学文学部紀要』25 岡山大学文学部
- 宮崎和人 2000 「確認要求表現の体系性」『日本語教育』106